

## 第24期第4回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和2年11月5日(木曜日) 13:30～14:55

(2) 会議の場所 合同庁舎5階 災害対策室

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第9番	田坂健次
第2番	安藤育雄	第10番	眞鍋哲哉
第3番	加藤宏司	第11番	竹林義孝
第4番	岩崎紀生	第12番	小泉禮造
第5番	小野義尚	第13番	高橋秀実
第6番	井下八郎	第14番	神野鉄治
第7番	高橋眞次		

#### (3) 欠席委員 1人

推進委員 第8番 藤田 隆

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
事務局次長	菅仁司	農政係長	谷口恭子
主任	篠原清子	主任	井上貴清
会計年度任用職員	齊藤麻里		

4 傍聴者  
なし

5 議事日程  
農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 農地等の利用の最適化の推進に係る指針の見直しについて  
農地パトロールの結果について



13時30分開会

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。

農業委員19人、推進委員13人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

**藤田会長**

皆さん、こんにちは。朝晩が寒くなって参りました。体調管理には十分気を付けていただきまして、日頃の農業活動、地域活動にご尽力をいただけたらと思います。そしてまた、我々の周りで11月1日にJAが合併を致しました。JAえひめ未来と、西条、新居浜の新しい組織として出発するということになりました。役員は我々のメンバーの中におりますので、発展のためにご尽力をいただき、我々委員が支えていくということで頑張っていたきたいと思っております。そしてまた、再来週の11月15日、日曜日に市長選挙がございます。新居浜市民として、今まで2回無投票でございました。12年振りに選挙ということでございまして、市民の関心も低い、市民の1人として多くの方々に選挙に行っていただきたい、皆様も選挙がありますよと、行きましようねと、働きかけていただけたらと思います。

それでは、ただいまから第4回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議

案第5号までとなっております。

農政関係は農地等の利用の最適化の推進に係る指針の見直しについて及び農地パトロールの結果についてを議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において古川 一豊委員と高橋 征三委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

これより農地関係の議案の審議に入ります。議案書目次をお開きください。

議案中、第1号から第3号は決議事項、第4号から第5号は意見事項となっております。加えまして参考事項が1件ございます。1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

#### **藤田事務局長**

議案第1号につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田3筆、面積2,048平方メートルでございます。2ページをお開きください。

申請は、150番(1-1)さんの1件でございます。

内訳といたしましては、期間、2年11カ月、利用権の種類は、使用貸借、新規設定、となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

#### **藤田会長**

ありがとうございました。

以上、150番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」の25番は関連しておりますので、一括して議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の使用貸借権設定で、第5番の1件でございますが、先程会長から説明がありましたとおり、議案第3号、第25番の所有権移転につきましても、譲受人が同一ですので、あわせて説明させていただきます。

4ページをお開きください。

議案第2号5番、船木字元船木、畑、1筆、面積1,149平方メートル、6ページをお開きください。

議案第3号25番、船木字元船木、畑、1筆、面積2,652平方メートル、譲受人は、市内在住(2-1)さんです。

譲受人はかねてより新規就農を希望しており、このたび申請地の所有者との合意ができたとのことで、農地法第3条による申請が提出されました。

申請地は、整備された整形な農地で、隣地との境界も明確であることから、周辺への影響についてはないものと思われまます。なお、許可後は果樹の栽培を予定しています。

以上、議案第2号第5番及び議案第3号第25番の許可要件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書の1頁目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明

につきまして、宇野 賀津美委員から報告をお願いします。  
宇野委員をお願いします。

**宇野委員**

はい、譲り受ける土地と借り受ける土地の現地調査をしました。借り受ける所に対してですが、既に柿の木が植わっています。雑草も生えてはいますけれども、耕作できる状態ではあります。譲り受ける土地に関しましては、直ぐ家の隣で枯葉が家の方にもいっぱい入ってきていたみたいで、大変困っていたが隣を譲り受けることに決まって、譲り受けたら直ぐにでも耕作したいという意欲に夫婦が燃えています。直ぐに栗の木、みかんなどを植えるように予定しているようです。そういう状態ですので問題はないと思われます。ご審議の程よろしくをお願いします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、議案第2号5番及び議案第3号25番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。はい、渡邊委員。

**渡邊委員**

ちょっとした質問なのですが、25番の分で譲渡人の名義が10人ありまして、これはやはり相続で受け継いだところ(3-1)さんが購入されるということですか。

**井上主任**

そうです。相続人が多くなって管理が困難になったところを買い受けるということで聞いております。

**渡邊委員**

はい、わかりました。

**藤田会長**

他に御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の使用貸借権設定について」と議案第3号「農地の所有権移転について」の25番を原案のとおり決定させていただきます。5ページをご覧ください。

議案第3号「農地の所有権移転について」を議題に供し

ます。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第3号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第25番及び第26番の2件でございますが、25番は、先ほど関連議案で説明いたしましたので、26番について説明いたします。

6ページをお開きください。

第26番は、船木字檜之端、畑、12筆、面積7621㎡、譲受人は(3-2)さんです。

譲受人は現在3反7畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が経営規模拡大のため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、境界もはっきりしており、整形な農地で、申請人の田に隣接していることから、周辺への影響についてはないものと思われれます。なお、許可後は果樹の栽培を予定しております。

以上の案件につきましては、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書の2頁目に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果ならびに補足説明につきましては、藤田 健太郎委員から報告をいただきます。藤田委員をお願いします。

**藤田(健)委員**

はい、この件につきましては、10月16日に立ち合いで調査しました。土地そのものは、非常に整備されており境界、それから水路、農地、全て非常に明解であります。そして譲受人の耕作する意欲も非常に高く自宅から2分以内に着ける近場なので、それらを考えますと特に問題はないと、許可相当に値すると判断いたしました。以上です。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、26番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょ

うか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページをご覧ください。

議案第4号「農地の転用について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第4号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。8ページをお開きください。

6番、庄内町六丁目、畑1筆、申請人は、(4-1)さん。

内容は、貸露天駐車場、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断されます。

なお、以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしくお願いします。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、6番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

9ページをご覧ください。

議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議題の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第5号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は9件です。10ページをお開きください。

144番、吉岡町、畑1筆、譲受人は、(5-1)さん。  
内容は、建売住宅(1戸)62.92平方メートル、農  
地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断さ  
れ、区分は、所有権移転です。

145番、萩生字治良丸、田1筆、譲受人は、(5-2)  
さん。内容は、自己住宅168.93平方メートル、一体  
利用地として、宅地165.64平方メートルがあり、農  
地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区  
分は、所有権移転です。

146番、下泉町二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-3)  
さん外1名。内容は、自己住宅135.80平方メートル、  
農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、  
区分は、所有権移転です。11ページをご覧ください。

147番、下泉町二丁目、畑2筆、譲受人は、(5-4)  
さん外1名。内容は、貸倉庫17.17平方メートル及び  
貸露天資材置場、農地区分は、その他の農地である第2種  
農地と判断され、区分は、所有権移転です。

148番、東田二丁目、畑4筆、譲受人は、(5-5)  
さん。内容は、貸露天駐車場、一体利用地として、宅地5  
14.78平方メートル及び雑種地440.04平方メー  
トルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地  
であると判断され、区分は、所有権移転です。

149番、田の上三丁目、田1筆、譲受人は、(5-6)  
さん。内容は、自己住宅125.33平方メートル、農地  
区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、  
区分は、所有権移転です。12ページをご覧ください。

150番、庄内町三丁目、田2筆、譲受人は、(5-7)  
さん。内容は、宅地分譲(10区画)、農地区分は、用途  
地域であるため第3種農地であると判断され、千平方メー  
トル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、  
開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

151番、萩生字岸ノ下、畑2筆、譲受人は、(5-8)

さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

152番、萩生字岸ノ下、畑1筆、譲受人は、（5-9さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

以上、9件、144番から152番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。

以上、144番から152番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

13ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。なお、14時05分から総会を再開いたします。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。

（休憩）

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内して

おりましたとおり、「新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて」及び「農地パトロールの結果について」の2つを議題といたします。まず、指針の見直しについて、事務局から説明をいただきます。

## 近藤事務次長

農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、説明させていただきます。

農政関係資料をご覧ください。1ページから4ページが指針、5ページからが、3月に決定した令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画です。

1ページをご覧ください。

第1の基本的な考え方ですが、平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律の改正法が施行され、農業委員会においては農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事項として明確に位置づけられました。

そのため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、「農地等の利用の最適化の推進」を一体的に進めるため、平成29年11月に「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定め、ホームページで公表しております。この指針は、農業委員・推進委員の任期である3年ごとに、検証・見直しを行うこととしております。先月10月5日の役員会でも協議していただき、見直し案を作成いたしました。見直した部分を赤字にしております。

まず、2の目標と方法（1）遊休農地の発生防止・解消について、遊休農地の解消ですが、管内の農地面積（A）につきましては、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画との整合性をとるため、農地台帳面積を使用しておりましたが、今回の見直しの機会に、耕地及び作付面積統計における耕地面積に修正しました。3年後の面積は、この3年間の減少率により推計したものです。遊休農地解消面積ですが、現在は71.9ヘクタールで、1年間で0.

1ヘクタール減らす目標とし、3年間で0.3ヘクタール減らす目標としております。

次に、資料2ページ、(2)担い手への農地の利用集積・集約化についてです。集積面積ですが、目標は1年間で1.5ヘクタール増やし、3年間で4.5ヘクタール増やすように、75ヘクタールを79.5ヘクタールにするということを目標にしております。

次に、3ページ、【参考】担い手の育成・確保では、認定農業者が現在31人で3年後までに3人増やし34人に、認定新規就農者は現在の3人とは別に3人を目標としています。

次に、4ページ、(3)の新規参入の促進についてです。

(1)の新規参入の促進目標ですが、新規参入の経営体は、3年後の目標を個人3人、法人1としております。

以上、簡単ではございますが、指針の見直し案についての説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いたします。

**藤田会長**

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。はい、小野(春)委員。

**小野(春)委員**

今回の詳しい資料と同じような傾向なのですが、私の地区においても高齢化などで管理をしてもらえないとか、いろいろ相談を受けたりするのですが、一個人として限度もありますし、そういった要望の方に進めてあげたい耕作といたら何になるのですか。例えば今、農地中間管理機構とかございますよね、そういったのは新居浜市において何処か貸してくれる方はいないとか、ホームページでも閲覧とかいろいろあると思いますけど、そういった農地に関する利用の問い合わせを現状としてどうなのか教えてください。

**藤田会長**

新居浜市の場合は中間管理事業というのは非常に少なく、あと、県の制度資金というような補助事業で県と市が一緒にするような関係で、中間管理機構の事業での耕作面

積というのは、以前は全然なかったのですが、今、非常に少ないです。今、小野委員が言われるようにいろいろ土地があって買ってほしい、借りてほしいといわれる、農地の台帳調査の中でもあるのですが、なかなかそれも担い手の人がいない、その辺のところについてこれから、国が新しい制度にした農地利用最適化推進委員という制度の中で人・農地プランの実質化に向けてというようなことで、遊休農地とかの耕作をしていない土地を耕作してもらおうというような国が大きな政策の中で推進委員の制度ができたり、農業委員と一緒にしておこなっていくのですが、それを、今度地域で農林水産課がプランとして市内10地区に分けて、人・農地プランというようなことがありまして、何年か前にしておりますから今は担い手の方の数値も多少違っておりますが、これから我々の今期の仕事として各地域で分けて実質化に向けてやっていかななくてはいけないという仕事もあります。いずれにしても受けてくれる人がいないというような現状で、今、小野委員が言われたように一番簡単には昔から水田であれば稲作ができるようにやっておりますが、稲作についても耕作者が減ってきている。今、増えてきているのが若い方の就農であるのは、露地野菜、この辺であれば里芋の耕作をされる人とか、あと、人参、大根など露地野菜の方が何人か里芋も含めて増えておりますけど、なかなかそれ以外のことで新しい担い手の方が見えてこないのが新居浜農業の現実ではないかと思えます。いずれにしても、生産されたもので生産価格が安いと、生活が厳しいということもあってなかなか担い手も増えていかない、特に退職して農地を守って行こう、続けて行こうという方が多少はいますけど、なかなか土地を耕作していないから耕作してほしいところには新居浜は結びついていかないというのが現状であります。今、栽培品目とか言われても種類が少ないというのが現状です。近年でいえば、露地野菜の里芋あた

りが増えてきているのが現状かなと思います。農地を数字では頑張っに行こうというようなことで、どうしてもそうしなければならないというのではなくて、前向きにいろいろやっちはいかなくはいけないというようなことで、数字を上げていくのですが、目標を掲げてもなかなかそこに到達するのが非常に厳しいというような現状であります。否定的な意見で申し訳ありません。

**藤田会長**

他にございませんか。はい、加藤委員。

**加藤委員**

3ページの認定新規就農者というのは、これは、補助金をもらっている方が対象ということですか。

**近藤事務局次長**

はい、そうです。農林水産課で認定新規就農者ということで給付金の交付を受けている方が今、3人ということです。

**加藤委員**

50歳とか、定年してこっちに帰ってきて新しく農業を始めるとかいう方は新規に入らない訳ですよ。

**近藤事務局次長**

この中の担い手としては、入っていないです。

**加藤委員**

5年間補助が出て、それ以降続かないのはよく聞くのですが、現状どうなのでしょう。毎年、150万円もらって5年経ったら生計が立てられないということで、農業を辞めるという話をよく聞くのですが現状はどうでしょうか。

**藤田会長**

補助金をもらいながらもその間でいろいろ計画をしておるのに数値に届かないというので県の方から指導を受けているというのは聞いたことがありますけど、その人達が終わった時ということについては、担当課の農林水産課の方で把握しているかもしれませんが、事務局の方では把握しておりませんので確認しておきます。

他にございませんか。非常にこういった指針見直しということで、とにかく目標を立てて少しでも近づくように我々もしていきますので、新居浜市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。皆様のお声がないの

でどのようにすればよいか提案をしていただきたい。例えば、ここをこう変えてほしいとかあれば皆様方と一緒に協議をして事務局で訂正して次の会で皆さんにお諮りをしたいと、どのように取り扱いたいでしょうか。はい、土岐委員。

**土岐委員**

この前にも話をさせてもらったのですが、私の住んでいる萩生、馬淵地区のところなのですが、この金子山の直ぐ南側、JRまでの間約5ヘクタール位農地があるのですが、今年もそのところで水稲作付けが約1反ちょっと1枚だけ水稲作付け、それ以外は作付けしていません。それは、なぜかという、金子山にイノシシが非常に繁殖しまして、最近でもそうなのですが、田んぼをトラクターで耕します。1か月程置きますと草が少し生え始めるのですが、生え始めるとイノシシが田を掘って全面を掘り返してしまうのです。それくらいイノシシが入ってくるようなところでもすし、何とか耕作してもらいたいと言っても、その周辺にスクリーフェンスのようなものを設置しても、トラクターを入れようと思ったら1枚のフェンスを外して入らないといけない、大変な状態なのですが、そういうところは私達どうしようもないかと思うんです。その辺のことも1つの問題点ではないかと私は思うのですが。以上です。

**藤田会長**

はい、伊藤（慎）委員。

**伊藤（慎）委員**

今、土岐委員さんが言われたイノシシの被害ですが、私は大生院の喜来地区で中萩駅の北側で、6、7年前に国の補助でずっとあの地域全体をフェンスで囲っているんです。国の補助で資材を出してくれて、指導していただいて、するのは我々地域の人があると、というような形で何キロメートルしました。それをしても多少入ってはきているのですが、それをしていたらトラクターが入るときにいちいち開けて出入りしなくてはいけないですけど、全体的にはそれで、個々に囲むようになったら大変ですけど地域全体を囲ってしまったら今はほとんど皆さん、作付けをして

おります。そういうような形で国の補助で、10年か15年かは外せない形で設置しています。参考になればと思います。

**藤田会長**

はい、小野委員。

**小野（春）委員**

伊藤委員のお答えの関連になるのですが、今現在、確かにいろいろな農業絡みの要因はあるのですが、伊藤委員がおっしゃったように各地区において鳥獣害の被害も大きな問題になっていますよね。個々でフェンスを付けたなどの対応をして市からとかの補助もありますけど、一番合理的なのは地域を囲む、こういったようにやはり広範囲での対応をしていかないと農業の振興にはなかなか繋がっていかないと思うのですよ。それと合わせて、私が個人的に思うのが今現在コロナ禍で販売業なんかには前年比いくらか落ちているから、補助金をなんぼとか我々農家にとったら手厚い補助を受けているのですが、農家にとってコロナ禍と同じでイノシシ禍ですよ。農業の発展を願うのであれば、国もあげて、県もあげて農家の農業の発展に抜本的にでも協力していただきたいと思います。以上。

**藤田会長**

いろいろなご意見をお聞きする中で数値については、もう一回事務局で協議をして再度皆様方にお示しをして審議をしていただきたいとこのように思いますのでよろしくをお願いします。はい、渡邊委員。

**渡邊委員**

私、気になったところがありまして③農地の利用調整と利用権設定についてのところなのですが、4行目の終わりから農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せてと書いてありますが、この基盤整備事業というのは農地中間管理機構の利用を促すための餌としての事業というような受け止め方の書き方なのですが、新居浜市では農地中間管理機構を利用するケースがかなり少なく、それ以外のところで矮小な狭くて形の悪い田んぼ、畑が沢山ありますので基盤整備してもらいたい人は農地中間管理機構をなかなか使えないようなところが多いと思うの

ですが。

#### 藤田会長

現実では今の新居浜の耕地面積だと農地中間管理機構での基盤整備などは採択されないというようなことで、市の単独で土地改良区事業であるとか、市が取り組むというようなことでもいろいろ市長の方にもお願いをしていかないと経費などについてもなかなか厳しい、以前から新居浜市もいろんなことについても検討すべきではないかと、議会等でも質問をしたりするのですが、なかなか前を向いて行っていないのが現状です。国道から上になると段差のところがあったり、厳しい中で耕作をされています。新居浜市は農用地が少のおごぎますので、国の事業などがなかなかないものですから、そうすると市の中でいろいろ取り組んで行っていただきたいというのが我々農業委員会も含めて市長の方へお願いをして、そちらの方でいろいろ考えていただくというようなことになろうかと思えます。昔は、補助金の中で出来ていったこともあるのですが、それが出来ていないというのが現状でございます。いずれにいたしましても、指針の見直しについてはこちらの方で再度皆様にお諮りをしたいと思います。

では、次に農地パトロールの結果についてを議題といたします。まず、事務局から説明をいたさせます。

#### 谷口農政係長

委員の皆様には、大変暑い中、またお忙しい中、農地の調査を行っていただき、誠にありがとうございました。

それでは、本日、お配りしました農地パトロール集計結果一覧表をご覧ください。上の表は、昨年の調査を行った結果を基に作成したもので、下の表は、今年度の調査を基に、遊休農地の面積と農地面積に占める遊休農地の割合を表にしたものです。

この数値につきましては、営農再開や保全管理のないものの合計を農協の支所ごとに算出しております。

今年度の結果でございますが、下の表をご覧ください。全体では、新居浜市の農地面積が、1345万4千280.3

8平方メートル、そのうち遊休農地面積は68万3千490.30平方メートルで、農地面積に占める割合は約5.08パーセントでございます。

昨年度と今年度を比較してみますと、遊休農地は減少しており全体で、59筆、4万2千972.25平方メートル減少し、農地面積に占める遊休農地の割合としては、約5.28パーセントから約5.08パーセントと約0.2パーセント減少しています。支所ごとの数値につきましては、表のとおりですので、お目通しください。

次に、今回の担当委員ごとの調査結果については、荒廃農地一覧と地図をご覧ください。また、パトロール結果の見方を合わせてご覧ください。今回の調査結果は、R2解消分類の欄に入っています。空欄が、遊休農地、アが営農再開、ウが保全管理です。

今回の調査により、遊休農地と判断された所有者、耕作者の方に、事務局の方で、意向調査を実施します。今年意向調査を送る対象は、1つめは、昨年意向調査を送ったが返事がなく今年も遊休農地と判断された方で、パトロール結果の見方でいいますと2番です。R元解消分類が空欄で、R元意向の欄も空欄、R2解消分類も空欄の所有者、耕作者です。次に、以前は遊休農地判断を受けたことがあるが、昨年は、営農再開又は保全管理していたのに、今年、再び遊休農地と判断された方、一覧でいうと5番の例になります。R元解消分類にア又はウが入っていて、R2解消分類が空欄になっています。次に今年度新たに遊休農地と判断された所有者、耕作者です。一覧でいいますと6番、R元解消分類にはエラーと入っており、R2解消分類は空欄になっています。意向調査は今月中に送付し、来年の1月末期限として回収したいと思っています。その結果、中間管理を利用したいとの回答であれば、中間管理機構へ連絡し、あっせんを希望するとのことであれば、市のホームページにも掲載し、借り手を探すことになります。その際には、各地元の委員さんにもお願いする

ことがあると思いますので、御協力をお願いいたします。また、R2区分のところに5が入っているところは、転用により農地外となっているところですので、調査対象外です。

次に、委員さんにお配りしております住宅地図をご覧ください。パトロールの結果を地図に色塗りしております。今回の調査で遊休農地と判定した箇所が緑色、桃色が、区分ア（営農再開）、青色が区分ウ（保全管理）です。リストにある地番を元に地図を見ていただいて、その場所を遊休農地と判定することに間違いはないかどうか確認をお願いします。パトロールの時には管理できていなかったが、その後草刈り等して管理されているところなどあれば、個別にご連絡をお願いいたします。また、赤で×をつけているところは、今年は注意して見ていこうという場所です。事務局から農地の適正な管理をしてくださいということで文書の発出を行い様子を見ますが、今後遊休農地と判定される可能性がある予備軍です。市内にはこのような遊休農地予備軍が多数ありますが、委員さんと共に今後どのように対応するか協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上で説明を終了します。

**藤田会長**

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。はい、竹林委員。

**竹林委員**

確認の期限はいつまでですか。

**谷口農政係長**

間違っている箇所を発見された場合は、11月20日に総会の方がございますので、その時までに変更箇所が有れば谷口までお知らせください。

**藤田会長**

はい、高橋（秀）委員。

**高橋（秀）委員**

要望なのですが、私、今回初めて推進委員をさせていただいて、この末に対象者に郵送する内容、様式、意向調査の内容を私どもも知っておきたいので、送る様式の内容を次回の総会の時結構ですのでコピーをしていただけたらと思うのですけれどもお願いします。

**谷口農政係長**

はい、送付対象者の名簿と一緒に様式について次回総会

の時に心配したいと思いますので、よろしくお願ひします。

**藤田会長**

他にございませんか。はい、片上委員。

**片上委員**

2点お伺ひしたいのですが、まず1点は、先程説明のあった農地パトロールの集計で11月現在で1345万平方メートルと書いているのですが、先程にあった農政関係資料の方で遊休農地のところに管内の農地面積はR2年3月962haと書いているんですね。380ha違うのはどうみたらよいのでしょうか。

**近藤事務局次長**

農地パトロール分の全体の農地面積は、農地台帳に田、畑で記載されているもの全て新居浜市内の面積で、遊休農地の解消の管内の農地面積というのは耕地及び作付面積統計というもので出されている、公表されている面積になります。

**片上委員**

台帳上に1345haあるということで、962haというのは届け出があったり、休耕したり、こちらが認識している分が962haあるということですね。それと、もう1つなのですが農地が特に上地とか底地とかあると思うのですが、上地の耕作している人が全くやらないということで底地の所有者の方が耕作をしないのであれば放棄してくれと、耕作権を放棄してほしいと、現実的には何十年も作ってないけれど、なかなか法的にも延長としては難しいのだと思いますが、実態としてはどうなのですか。そんなものあると思うのですが。現況としてはあるのですか。

**藤田会長**

よくいわれる中で耕作をしないとか、人に預けるとか、本人が耕作して初めて耕作権の土地が半分の権利を有するというのが戦後の農地改革の中での慣行小作権であろうと我々は理解しているのですが、今、片上委員が言われるように耕作をしないとか、ほったらかしで全くしないとか、人に耕作してもらおうというのがあって困っているというのはよく聞きます。今、言われるように本来であれば上の耕作の権利がなくなるかと思うのですが、いろいろ権利がか

かっていますから、合意解約をしてくれたら一番ありがたいのですが。

**片上委員**

それをしてくれたいいいのですが、当然5割ですから5割の所有権がありますから、そう簡単にははいとは言わないので所有者が困っているのですよね。何とかしてくれないかと、向こうも相続をして昔から持っているものだから、そう簡単には手放さないよと、所有者から見たら耕作放棄をしているというように言うのですが権利はないのですか。

**藤田会長**

権利ですけど、義務の遂行がなければ権利だけが主張されるというのは困るのですが、そういったことでバラバラに自分の都合のいい方ばかり言って主張して、所有者の方からの聞き入れてくれないというのがあって、よく農業委員会でも他に相続をしたのに遠隔地に居てこっちに帰ってこない、何とかしてほしい。地代だけは払っているのだけど、本来の耕作権というのではないので、最終的には合意解約をしたという事例もありますけど。

**片上委員**

地代を払わないのであればちゃんとなるのですが、地代はちゃんと払っているのですよね。

**藤田会長**

その中でもいろいろあって、遠隔地であるからといって、親が亡くなって相続をして、慣行小作だという意味が分かってなかったようです。権利を主張するにはそれなりの義務の遂行がなければいけないのですが、なかなかそういったことが分かりにくい、理解ができない人も多いので農業委員会にきて困る場合もありますし、最終的にはもっと法的にいろいろあれば所有権者は強いのではないかと思いますけど、我々も間に立ってお話をするのですが、そういった事例はよく聞きます。全く耕作者が親はしていたのですが、自分の代になったらできませんといって返します、合意解約したいといっても所有権者が返されたら困るというような方もおいでまして、そういったところについては固定資産税も非常に安いというようなことできているので

はないかと思いますが、新居浜でもかなりいろんな点であるのではないかと思います。

**片上委員**

最終的にはどうにもならないということですか。

**藤田事務局長**

今の事例として耕作者が亡くなって相続になるのですが、それをきちんと手続き出来ていないところが結構ございます。それに対しては、法的に一つ一つ潰して行けば合意解約なしで出来るのですが、何例か裁判をして耕作権をなくしたという事例はあるのですが、なかなか今の手続きとしては難しいのが現状でございます。今後、こういう事例が増えてくるので法の改正もあるかとは思いますが、まだ、今の所は一番スムーズに行くのが合意解約です。法的には出来ないことはないので個別に相談をいただければ県との協議はしていきます。ただ、それを一つ一つ証拠を列挙して行って手続きを行わなければいけないので、なかなか手続きが難しいのが現状でございます。出来ないと

**片上委員**

小作料を払わないのであれば話は早いのですが、小作料が安いから払うのですよね。昔と比べると地価が高いですから、だからそこでやめてくれと、放棄せよは出来ないんですか。

**藤田会長**

新居浜市の平成16年に線引きがなくなっているいろいろある中で農地は一般農地に全部下がりましたから、非常に農地の評価が安くなったのですが、それ以前は市街化のところは高かったと、そういった中で我々は農業委員会の時の耕作権と所有権に分かれた農地については、上の耕作料というのはそれなりに農業委員会で額が決まっていますからこういうものですよと言っても実際の所有者にとったら上の耕作料として、地代としていただくお金と半分を権利をもっているのであれば掛かる経費は例えば1万円掛かるのだったら半分払ってくださいとなるのですが、地代として払うためであって固定資産税については掛かる経費は所有者が払いますから、線引きがなくなって一般農地に下がってそういった問題はなくなったのですが、それ以前ま

では、平成17年まではトラブルが多かったというのをよく聞きました。いずれにしても、耕作者であろうと所有者であろうと、それなりの権利を持っておりますので権利を守るためには義務の遂行があつて権利が発生するので、すから守っていただけたらいいんですけど、なかなか出来ていないというのが先程の内容の話になろうと思います。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

先程の指針については、また、事務局の方で練り直しをいたしまして、次の皆様方の会にお諮りをして承認をいただくということでございます。ここで、事務局から連絡事項があります。事務局お願いします。

**近藤事務局次長**

農地基本台帳調査について説明させていただきます。詳しい調査の内容は、次の11月20日の総会で説明させていただきますので、今日は概要のみの説明とさせていただきます。農地基本台帳は、農業委員会で整備することが法定化されており、毎年実施しております。本年度も昨年と同じ方法により、12月上旬から2月上旬で、担当地区ごとに、農地基本台帳調査を実施していただきますようお願いいたします。

**藤田会長**

最終的には次回の総会の中でいろいろと説明をして皆様方に台帳調査のお願いをするということでございます。以上をもちまして、令和2年第4回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員